

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和6年5月24日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
年金情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
年金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	いわき市に住民登録をしている国民年金第1号被保険者及びその世帯主と配偶者
その必要性	資格取得・喪失、保険料免除判定、裁定請求書審査等の国民年金関係事務を行ううえで、被保険者の世帯構成、所得状況等を把握する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:第1号被保険者になった届出の際に住所を確認、本人への連絡等、転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うために保有。 ・地方税関係情報:保険料免除申請の提出時に所得の有無の確認を行うために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	市民協働部国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民協働部市民課、財政部市民税課) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	国民年金第1号被保険者の資格記録の管理、保険料免除申請等、年金の裁定請求	
④使用の主体	使用部署	市民協働部国保年金課、各支所・市民サービスセンター、総務部情報政策課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑤使用方法		1 国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失、種別変更の受付及び資格管理に関する事務 ・住所情報、厚生年金の加入・喪失情報などから資格要件を確認し、受付及び資格管理を行い、異動情報を日本年金機構に進達する。 2 保険料免除等受付に関する事務 ・免除等申請を受付し、日本年金機構に進達する。 3 老齢基礎、障害基礎、遺族基礎年金などの裁定請求に関する事務 ・裁定請求に係る書類を受付、審査し、これらの書類を日本年金機構に進達する。 4 日本年金機構から送付される処理結果一覧表等と、上記1～3の受付内容を突合、確認する。
	情報の突合	1 住民票関係情報と個人番号を突合し、住所、氏名、生年月日等とのマッチングを行い、資格を確認する。【上記1,3】 2 地方税関係情報と申請情報を突合して、所得額を確認する。【上記2,3】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (1) 件	
委託事項1	国民年金システムの保守運用業務	
①委託内容	国民年金システムの保守運用業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	
③委託先名	(株)FSK	
再委託	④再委託の有無 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

[基本情報]

基礎年金番号、宛名番号、個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、配偶者基礎年金番号、居所未登録該当年月日、住所判明年月日

[資格情報]

基礎年金番号、宛名番号、届書種類、被保険者種別、取得日、取得届出日、取得事由、喪失日、喪失届出日、喪失事由、付加加入日、付加辞退日、受付場所

[免除情報]

基礎年金番号、宛名番号、免除の種類、受付日、受付年度、免除該当理由、免除裁定結果、法免消滅理由、継続フラグ、申請免除開始年月、申請免除終了年月、免除開始年月、免除終了年月、所得情報、免除審査順、納付申出希望有無、納付申出開始年月、納付申出終了年月、配偶者一宛名番号、世帯主一宛名番号、配偶者一特例認定区分、世帯主一特例認定区分、受付場所

[給付受付情報]

基礎年金番号、宛名番号、受付日、届出種類、年金コード、裁定結果、受付場所、返戻日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
年金情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	① 窓口において、届け出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報を入手することがないように努める。 ② 届出内容の入力後、届出書と入力内容を照合し確認する。 ③ 日本年金機構から送付される処理結果一覧表と入力内容を突合し確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	宛名情報にアクセスすることによって個人番号を参照しているが、システムから宛名情報にアクセスする際も、国民年金関係情報以外にはアクセスできないようアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報を取り扱うにあたり、全職員に対し市情報セキュリティポリシーの順守を徹底するとともに、新任課長補佐、新規採用職員、会計年度任用職員等へのセキュリティ研修を行うこととしている。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外の使用禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定・情報漏えいを防ぐための保管に責任を負う ・情報が不要となったとき、又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間が過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・特定個人情報ファイルの取扱いについて、四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・委託契約終了後の特定個人情報ファイルの取扱い ・再委託の禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムと庁内システム間の庁内ネットワークを利用した情報の提供・移転は、システムにより制御されており、いつどのようなシステムからアクセスされたかについてはログに記録している。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等関係者へ市情報セキュリティポリシー等の研修を行っている。 ・委託業者へ契約内容に個人情報保護に関する定期的な研修実施を明記している。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	情報公開センター【総務部総務課】 970-8686 いわき市平字梅本21 ほか、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
②請求方法	市役所1階にある情報公開センター、各支所等にある情報公開コーナーへ書面で請求するか、情報公開センターへ郵送で請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	いわき市市民協働部国保年金課 970-8686 いわき市平字梅本21
②対応方法	問い合わせ受付時に、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年5月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転件数	件数:1	件数:6	事前	
平成27年12月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	記載なし	新規で移転先を記載	事前	
平成27年12月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	記載なし	新規で移転先を記載	事前	
平成27年12月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先4	記載なし	新規で移転先を記載	事前	
平成27年12月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先5	記載なし	新規で移転先を記載	事前	
平成27年12月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先6	記載なし	新規で移転先を記載	事前	
平成28年4月1日	I 6 ②所属長	課長 吉村 公孝	国保年金課長 本間 雅雄	事後	
平成28年9月2日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転件数 移転先2～6	件数:6	件数:1 移転先2～6 削除	事後	
平成28年9月2日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 具体的な管理方法	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワード及び乱数表による認証を行っている。	システムを使用する必要がある職員、派遣者、委託先を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。	事後	
平成28年9月2日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月1日	平成28年9月1日	事後	
平成29年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 本間 雅雄	国保年金課長 本田 功	事前	
平成30年4月1日	I 6 ②所属長	国保年金課長 本田 功	国保年金課長 山野邊 英世	事前	
平成31年2月12日	I 6 ②所属長の役職名	国保年金課長 山野邊 英世	国保年金課長	事後	
平成31年2月12日	III 7② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
平成31年2月12日	I 4法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の31の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
令和5年2月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事後	
令和5年2月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	
令和5年2月21日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年9月1日	令和5年2月21日	事後	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	ホストシステム	国民年金システム	事前	

令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	・異動届に基づき入力することにより被保険者資格記録を随時更新するとともに、異動報告書(1回/週)を出力する。 ・保険料免除等の申請内容を入力し、必要な所得情報等(1回/週)を出力する。	・資格異動管理 資格取得・喪失、種別変更、その他届出内容の登録、修正、確認を行う。 また、届出のあった資格異動内容をもとに異動報告書の作成を行う。 ・保険料免除申請等管理 保険料の申請免除・納付猶予、学生納付特例、法定免除、産前産後免除の申請内容の登録、修正、確認を行う。 ・処理結果一覧取込 日本年金機構より受領した処理結果一覧の取り込みを行う。 ・給付管理 受付した年金の裁定請求等および裁定結果の管理を行う。	事前	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称		可搬型窓口装置	事後	
令和6年5月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能		被保険者記録の照会	事後	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	10項目以上50項目未満	50項目以上100項目未満	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、専用線	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、専用線	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	ホストシステムの保守運用業務	国民年金システムの保守運用業務	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	ホストシステムの保守運用業務	国民年金システムの保守運用業務	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑥提供方法	紙	紙、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	
令和6年5月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年5月24日	(別添1) 特定個人情報ファイルの記録項目	市民コード、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、年金種別、取得年月日、取得理由、喪失年月日、喪失理由、届出年月日、付加年金種別、付加年金取得年月日、付加年金取得理由、付加年金喪失年月日、付加年金喪失理由、届出年月日、保険料免除区分、保険料免除理由、保険料免除開始月、保険料免除終了月、他年金番号本人、他年金番号配偶者、60歳到達年月日、65歳到達年月日、年金所得情報、個人番号	[基本情報] 基礎年金番号、宛名番号、個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、配偶者基礎年金番号、居所未登録該当年月日、住所判明年月日 [資格情報] 基礎年金番号、宛名番号、届書種類、被保険者種別、取得日、取得届出日、取得事由、喪失日、喪失届出日、喪失事由、付加加入日、付加辞退日、受付場所 [免除情報] 基礎年金番号、宛名番号、免除の種類、受付日、受付年度、免除該当理由、免除裁定結果、法免消滅理由、継続フラグ、申請免除開始年月、申請免除終了年月、免除開始年月、免除終了年月、所得情報、免除審査順、納付申出希望有無、納付申出開始年月、納付申出終了年月、配偶者一宛名番号、世帯主一宛名番号、配偶者一特例認定区分、世帯主一特例認定区分、受付場所 [給付受付情報] 基礎年金番号、宛名番号、受付日、届出種類、年金コード、裁定結果、受付場所、返戻日	事前	

令和6年5月24日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。	—	事前	
令和6年5月24日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<ガバメントクラウドにおける措置> ○物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	
令和6年5月24日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		○技術的対策 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和6年5月24日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和6年5月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年2月21日	令和6年5月24日	事後	